

持続的農業経営支援事業費助成

持続的な農業経営の推進のため、省エネや効率化等に資する農業用施設や農業用機械の更新・改修を支援します

採択要件

大規模経営体を除く認定農業者、認定新規就農者が経営の維持や発展に資する以下の取組を実施

経営維持継承に向けた取組（複数選択可）

- ・ 共済、収入保険等への加入
- ・ 経営継承計画の策定
- ・ 国際水準GAP、有機JAS認証の取得 など

+

導入効果（2つ以内で選択）

※事業完了の翌々年度まで

- ・ 生産コスト、労働時間の削減
- ・ 単収、品質の向上
- ・ 環境保全型農業の取組面積の増加 など

上記取組と審査員による計画審査により採択順位を決定

<補助率> 1 / 3 以内

<補助金額の上限> ※この金額を上回る金額は自己負担となります。

- ①施設本体の更新：7千円/㎡（トン専用ガラス温室15千円/㎡）
又は700万円のいずれか少ない額
- ②施設本体の改修：2千円/㎡（トン専用ガラス温室5千円/㎡）
又は200万円のいずれか少ない額
- ③施設附帯設備の更新又は改修：300万円
- ④農業用機械の更新又は改修：200万円

<補助金額の下限> ※補助金額がこの額を下回る事業は申請できません。

- ①②④施設本体、農業用機械：33万3千円（事業費ベース100万円）
- ③施設附帯設備：16万6千円（事業費ベース50万円）

<募集期間> 令和5年4月10日（月）～4月28日（金）

問い合わせ先：静岡県農芸振興課又は最寄りの農林事務所

<事業の取組内容例>

メニュー	取組内容とその効果の例
①農業用施設の更新	・ 温室の再整備により、作業時間を削減、上位規格品の増加、単収の増加 など
②農業用施設の改修	・ 温室の被覆資材（ガラス、アクリル）の張り替えや天窓の開閉自動化により、上位規格品を増加 など
③施設附帯設備の更新・改修	・ ボイラー・ヒートポンプの更新やペレットボイラーの追加により、生産コストや温室効果ガス排出量を削減 ・ 栽培ベッドや環境制御装置の更新により、作業時間を削減 ・ 局所加温設備の追加により収量を増加 など
④農業用機械の更新・改修	・ 可変施肥機能付き田植機への更新により、下位等級指数を削減 ・ 苗定植機の自動化により、作業時間を削減 など

※導入効果が確認できれば、上記以外の取組も対象となります



このような取組は対象外です



- ・ 新規導入
- ・ 単純更新（導入前後で効果が変わらないもの）
- ・ 消耗品（毎年度更新するハウスのビニール、カーテン等）
- ・ 従前の施設等を処分せずに使い続けるもの
- ・ 生産以外の目的で使用可能な汎用性の高いもの（事務所、軽トラック、パソコン等）